契約書

患医ねっと代表鈴木信行（以下「甲」という）と【○○株式会社】（以下「乙」という）とは、甲が、乙に対して提供する情報（以下｢本情報｣という）に関し、以下のとおり契約（以下｢本契約｣という）を締結する。

第１条（提供する情報）

甲は、乙に対し、以下の要綱にて情報を提供し、乙はこれを受領できる。

1. 提供する情報 ：病気がある方や家族、遺族等の対談、もしくは講演の動画

毎月、３～５本程度の新たな動画を提供する

1. 提供方法 ：乙の従業員がアクセスできるウェブサイトを甲が提供する

提供にあたっては乙が指定した１つのメールアドレスへURLを電子的媒体で送るものとする

ただし、契約が継続している限り、甲は再送の必要はない

1. 提供対象者 ：乙と同じドメインを持つ従業員とする
2. 提供期日 ：甲が受領した対価に応じ、当月末日までに提供する

ただし、対価の受領が確認できない場合、甲は翌月よりURLを無効にできる

第２条（対価）

本情報の対価は、1か月ごとに50,000円（税別）とする。

２．乙は、当該月の25日までに甲の指定する金融機関の口座への振り込みにて、前項の対価を支払う。

３．甲に起因する理由で、新たな動画を提供できなかった場合は、原則として当該月の対価を、乙が指定する方法で返金する。その際の諸経費は甲が負担する

第３条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、業務上または技術上の情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならず、また、本契約の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合は、この限りではない。

①知り得た時点で、自ら保有していたことを証明できる情報。

②知り得た時点で、公知となっている情報。

③知り得た後に、自らの責によらずに公知となった情報。

④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を得ることなく適法に取得したことを証明できる情報。

⑤行政当局や司法当局から開示を要請された情報。ただし、当該開示は要請された範囲のみに限るものとし、当該開示によってもなお公知とならない場合は、依然本条の義務を負う。

２．　本契約が終了した場合、甲および乙は、前項に基づき自己が秘密保持義務および目的外使用禁止義務を負う情報について、廃棄するものとする。

第４条（個人情報の取扱い）

　甲および乙は、本契約の実施にあたり知り得た相手方の従業員等の個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの、または他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できるもの。）について、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならない。

第５条（契約期間）

本契約は、契約締結日から第２条第２項に規定する対価の支払いの翌月末日までとする。

２．本契約の終了にあたっては、甲、もしくは乙より、相手方へ書面、もしくは電子的媒体にて連絡するものとする。

３．第３条、第４条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第６条（協議解決）

　本契約に定めのない事項および本契約の解釈について疑義が生じた場合、両者誠意をもって協議して定めるものとする。

本契約成立の証として、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

２０２２年【 】月【　　】日

　東京都文京区根津１－２２－１０

甲　患医ねっと

代表　 鈴木　信行

住所：

乙　会社名：

　部署名：

　役職名：

氏名：